

中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成 16 年 中間期末(A)	平成 15 年 中間期末(B)	比 較 (A - B)	平成15年度末 (要約)(C)	比 較 (A - C)
(資産の部)					
現金預け金	97,212	94,681	2,531	92,816	4,396
コ - ル口 - ン	1,247	1,909	662	3,828	2,581
商品有価証券	471	610	139	589	118
有価証券	309,692	287,346	22,346	294,660	15,032
貸出金	1,137,358	1,151,778	14,420	1,157,599	20,241
外国為替	4,246	3,952	294	3,525	721
その他資産	5,939	6,935	996	5,999	60
動産不動産	25,394	26,424	1,030	26,002	608
繰延税金資産	251	4,143	3,892	270	19
支払承諾見返	26,189	25,675	514	26,250	61
貸倒引当金	30,259	31,725	1,466	34,382	4,123
資産の部合計	1,577,744	1,571,731	6,013	1,577,160	584
(負債の部)					
預借金	1,440,857	1,444,736	3,879	1,445,953	5,096
借用金	11,500	11,506	6	11,500	0
外国為替	61	70	9	19	42
その他負債	14,601	10,351	4,250	6,029	8,572
賞与引当金	861	837	24	801	60
退職給付引当金	1,109	3,071	1,962	3,786	2,677
再評価に係る繰延税金負債	4,518	4,026	492	4,581	63
支払承諾	26,189	25,675	514	26,250	61
負債の部合計	1,499,699	1,500,276	577	1,498,922	777
(資本の部)					
資本金	31,844	31,844	0	31,844	0
資本剰余金	23,184	23,184	0	23,184	0
資本準備金	23,184	23,184	0	23,184	0
利益剰余金	6,068	3,155	2,913	4,170	1,898
利益準備金	250	100	150	100	150
任意積立金	2,000	-	2,000	-	2,000
中間(当期)未処分利益	3,818	3,055	763	4,070	252
中間(当期)純利益	2,456	2,014	442	3,002	546
土地再評価差額金	5,462	6,157	695	5,558	96
株式等評価差額金	11,601	7,219	4,382	13,597	1,996
自己株式	116	106	10	117	1
資本の部合計	78,044	71,455	6,589	78,238	194
負債及び資本の部合計	1,577,744	1,571,731	6,013	1,577,160	584

[平成16年中間期末]

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式および関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年 ~ 50年
動 産	3年 ~ 20年

6. 自社利用のソフトウェアについては、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められないため、支出時に費用処理しております。
7. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成16年4月に税制適格退職年金制度を廃止し、厚生年金基金加算部分の減額および退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しており、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。本移行に伴い、前期において終了損失の額を退職給付費用（特別損失）として処理し、会計基準変更時差異については、終了部分に対応する未処理額を一括償却しております。会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しており、当中間期末の未処理額は2,369百万円であります。

11. リ・ス物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リ・ス取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 消費税および地方消費税(以下消費税等という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

15. 動産不動産の減価償却累計額 16,151百万円

16. 動産不動産の圧縮記帳額 1,494百万円

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,549百万円、延滞債権額は49,163百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は1,192百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,050百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は70,955百万円であります。

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、27,997百万円であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,868百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,890百万円

担保資産に対応する債務

預金 5,711百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券54,808百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は519百万円あります。

24. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,500百万円が含まれております。

26. 1株当たりの純資産額 359円33銭

27. 商法施行規則第124条第3号を当中間期末に適用し、同号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、11,599百万円であります。

28. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「その他資産」中の出資金が含まれております。以下31.まで同様であります。

売買目的有価証券

中間貸借対照表計上額	471百万円
当中間期の損益に含まれた評価差額	2百万円

子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるものはありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間貸借対照表 計上額	評価差額	うち	
				益	損
株 式	21,049 百万円	36,105 百万円	15,055 百万円	15,159 百万円	104 百万円
債 券	162,240	165,276	3,035	3,359	323
国 債	78,748	80,049	1,301	1,365	63
地 方 債	16,721	16,975	254	373	119
社 債	66,771	68,250	1,479	1,620	141
そ の 他	95,959	97,056	1,097	2,558	1,461
合 計	279,249	298,437	19,188	21,077	1,889

なお、上記の評価差額から繰延税金負債7,586百万円を控除した額11,601百万円を「株式等評価差額金」として計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のものについては、時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期において損失として処理しております。

なお、当中間期末においては、時価が取得原価に比べて30%以上下落したもののうち、当該時価が取得原価まで回復すると認めたものはありません。

当中間期末の時価のあるその他有価証券に係る減損額は、2百万円であります。

29. 当中間期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
4,626 百万円	1,341 百万円	205 百万円

30. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式および関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,623 百万円
関連法人等株式	111 百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	3,376 百万円
非上場債券	6,697 百万円

31. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	14,350 百万円	70,890 百万円	68,892 百万円	17,840 百万円
国 債	3,683	27,924	30,601	17,840
地 方 債	54	4,958	11,963	-
社 債	10,612	38,008	26,327	-
そ の 他	1,415	13,311	34,603	23,261
合 計	15,766	84,202	103,495	41,102

32. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は160,717百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが143,683百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成 16 年 中間期 (A)	平成 15 年 中間期 (B)	比 較 (A - B)	平成15年度 (要 約)
経 常 収 益	18,060	19,013	953	38,149
資 金 運 用 収 益	14,274	14,958	684	29,871
(うち貸出金利息)	(11,907)	(12,490)	(583)	(24,748)
(うち有価証券利息配当金)	(2,303)	(2,403)	(100)	(4,991)
役 務 取 引 等 収 益	2,132	2,210	78	4,469
そ の 他 業 務 収 益	414	726	312	1,115
そ の 他 経 常 収 益	1,239	1,119	120	2,692
経 常 費 用	14,012	16,173	2,161	33,545
資 金 調 達 費 用	622	845	223	1,566
(うち預金利息)	(417)	(653)	(236)	(1,123)
役 務 取 引 等 費 用	991	998	7	2,016
そ の 他 業 務 費 用	207	175	32	190
営 業 経 費	10,273	10,311	38	20,284
そ の 他 経 常 費 用	1,919	3,842	1,923	9,486
経 常 利 益	4,047	2,840	1,207	4,604
特 別 利 益	0	12	12	13
特 別 損 失	307	160	147	811
税引前中間(当期)純利益	3,740	2,691	1,049	3,806
法人税、住民税及び事業税	23	333	356	107
法 人 税 等 調 整 額	1,261	1,011	250	695
中 間 (当 期) 純 利 益	2,456	2,014	442	3,002
前 期 繰 越 利 益	1,269	1,025	244	1,025
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	95	16	79	43
自 己 株 式 処 分 差 損	2	-	2	-
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	3,818	3,055	763	4,070

[平成16年中間期]

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 11円30銭

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,124百万円を含んでおります。

4. 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」および「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」および「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間期から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。